

第 31 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 3 年 9 月 3 日 (金) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 55 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (9 人)
2 番 野坂賢思、3 番 藤田清子、5 番 濱口佳史、
7 番 金子孝子、9 番 松本昌子、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、
13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市
【推進委員】 (6 人)
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、5 番 小橋誠一、
6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一
(事務局：事務局長 川村雅志、書記 藤本英)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (5 人) 1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、4 番 藤原 忍、
8 番 伊芸精一、10 番 敷地智也
【推進委員】 (1 人) 4 番 宮川建作
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 非農地証明願について (3 件)
議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第 3 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
 - (3) その他の討議・報告事項について
・令和 3 年度農地パトロールについて

○その他

議 長 時間も来ましたので、9 月定例会を始めたいと思います。

8 月のお盆を挟んでの長雨で、大変早期の稲刈り等には皆さん苦労したと思います。また、一部では芽の出たようなモミがあるということで、大変皆さんご苦労されたと思います。その後、また暑さの厳しい折でございまして、熱中症等にも大変苦労したと思いますが、頑張っていきたいと思います。

それでは、早速定例会を始めたいと思います。

今日の欠席者、5 名の欠席ということでございまして、福井委員と野坂委員はちょっと遅くなるということでございまして。

今日の議事録の署名人、酒井委員と福留委員にお願いしたいと思います。

それでは、早速議案に入りたいと思います。

それでは、議案第1号、非農地証明願について3件出ております。

事務局の方より、1番よりお願いします。

事務局　それでは、ご説明させていただきます。1ページをご覧ください。議案第1号、非農地証明願が3件出ております。

まず、番号1、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地、黒潮町市野瀬字福泉寺中658番の3、畑111平米。

願出理由としまして、平成15年から耕作をしておらず、雑草が繁茂する状況となっているとのことです。

2ページからをご覧ください。

まず、航空写真ですが、市野瀬の片坂トンネルの少し手前になります。5月の定例会で、墓地転用があった場所のすぐそばになります。

3ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして、4ページが拡大の航空写真となっております。今回の該当地の左側658-5が、前回、その転用の申請が出ていた個所です。

続きまして、5ページが公図となっております。

続きまして、6ページは現況写真となっております。もう現在は、雑草等が繁茂する状況となっております。

こちらにつきまして、農用地の区域からは外れております。利用権の設定もありません。非農地証明後は、墓地への地目変更をしたいとのことです。

議長　事務局の説明が終わりましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員　私も現場に入っていないんですけど、ちょっと説明しますと、ここの福泉寺というのは昔にお寺があった所で、お寺の境内のすぐ下なんですよ。それで、この現況の6ページの写真のとおり町道のすぐ近くなんですけれども、この上に上がった所に福泉寺というお寺があって、今は建物も何もないんですけども、桜が咲いております。これを5mぐらい上へ上がった所でしょうかね。

この現状のとおり、本当に畑にするにはちょっと無理じゃないだろうかというような状況なんですけど、〇〇〇〇が2年ぐらい先に亡くなって、なかなか畑をどこもかしこも作るような状況じゃないと。それで、非農地の申請が出てきたんだと思います。

議 長 墓にするということですが、周辺の影響とかは大丈夫ですか？

〇〇委員 周りは、この間申請があった、ここのすぐ隣へ墓地を設置するという方ですので。それから、向こうの家は自分の家ですので。そこから〇〇〇〇は離れます。自分の家とは、この現地とはね。

議 長 そしたら、あんまり影響ないということですね。今、〇〇委員の方からも説明がありました。この件につきまして何か質疑・質問ある方、挙手願います。

この前出ていたあの墓地の申請があったと思いますが、あそこのすぐそばだそうですが。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この非農地証明願の1番につきまして、承認されます方は挙手願います。

挙手全員です。

非農地証明願の1番につきましては、承認をされました。

続きまして、非農地証明願の2番、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、番号2番、願出人、〇〇〇〇ん。

この方の不在者財産管理人としまして、〇〇〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町下田の口字モトミ子1097番、田323平米。同じく、字モトミ子1098番、田132平米こです。

願出理由としまして、昭和63年から耕作放棄し、現在は原野となっているとのことです。

7ページからをご覧ください。

まず、航空写真ですけども、これが県道ができる前の航空写真なので少し分かりにくいのですが、次のページのゼンリン地図に新しい道路が通っております。道路のすぐそばになります。

続きまして、9ページが拡大の航空写真となっております。

続きまして、10ページが公図となっております。

続きまして、11ページが現況写真となっております。

こちらなんですけど、こちらの当該地の不在者財産管理人に〇〇〇〇さん。この方、〇〇〇〇が設定されております。このために、その非農地証明により地目変更して、〇〇〇〇さんという方に譲渡するというのが目的のようです。

所有者のご本人さん、先ほどの〇〇〇〇さんの行方が分からず、〇〇〇〇さんが不在者財産管理人として設定されているということのようです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。
担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。
この今の所有者不在ということですけど、もうその生死も分からないと、そういうことなんでしょうか？もう突き止めようがないということ？

事務局 はい、そうですね。
裁判所から、この〇〇〇〇さんが管理人として設定されているというふうになっています。

議 長 だそうですが、何かこの件につきまして、質疑・質問ある方は。

〇〇委員 不在者管財人と書いてますけど、住所はここへ〇〇〇〇と書いてるけど、ここで分かったら分かるようなことではないかと思うんですけど。

議 長 多分、こっちから結婚して〇〇〇〇へ行ったか何かやろうかね？
多分突き止めようがないということだけ。

事務局 ご本人が〇〇〇〇が設定されているようで。やはりその詳しい状況がちょっと分からないのですが、ただ、やっぱりその行方が分からないと。

議 長 多分その裁判所の方でも調べて、いないということでこの〇〇〇〇さんが不在者管財人になってると思うんだけど。管理人に。
多分、その裁判上の法的手続きというものは踏んでいると思うんだけど。
ほかに、ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思いますが。
非農地証明願の2番につきまして、承認されます方は挙手願います。
挙手全員です。
2番につきましても、承認をされました。
続きまして、非農地証明願の3番、事務局の方よりお願いします。

事務局 それでは、番号3番、こちらが持ち分が2分の1ずつとなっているようです。
まず、〇〇〇〇さん。同じく、〇〇〇〇さん。
願出地としまして、黒潮町下田の口字北ヲコヲ 643 番へ、畑 307 平米。
願出理由としまして、昭和 46 年から耕作放棄し、現在は山林となっているとのこ

とです。12 ページからをご覧ください。

まず、航空写真ですけども、その左手に見えている建物、じいんず工房になります。ここから山の方にちょっと歩いて入っていくような、そういった場所となりまして、もう完全に山林となっていました。13 ページが、同じくゼンリンの地図となっています。続きまして、14 ページが拡大の航空写真です。続いて、15 ページが公図となっています。続いて、16 ページが現況写真となっています。ちょっと山のようになっている個所で、もう本当に山林という場所です。こちらですが、農用地の区域外となっており、利用権の設定もありません。非農地証明後は、売買を行うということです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありますが、担当委員さんの方からお願いします。

〇〇委員 緑野団地の一番上から見るので上から見たんですけども、50 年以上前から作ってないということで、完全に山林化している模様です。ですので、農地には無理だと思います。

議 長 見るからにもう竹やぶで、農地としてはなかなか復元もできないということでございますが。何か、この件につきまして質疑ある方、挙手願います。
ここは所有権 2 分の 1 ずつということですけど、兄弟か何かだろうか？

事務局 ちょっとご関係は確認できてないんですが、登記簿でも 2 分の 1 ずつと確認はしております。

議 長 何か質疑ありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この非農地証明願の 3 番につきまして、非農地として承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。3 番につきましても、承認をされました。

議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 2 号の資料をご覧ください。今回、かなり厚い資料になっています。その利用集積についてですけども、先月、市野瀬の圃場（ほじょう）整備の工事に係る農用地区域への編入の協議をさせていただきまして、そちらの利

用権設定に係る案件です。

今回の圃場（ほじょう）整備の顧客については、こちら、1 ページ目の赤枠で示している個所で、その中の農地についての利用権設定となります。

ちょっと今回、所有者とそれから各費、件数が多いですので、13 ページの方をご覧いただけたらと思います。

こちらで、地権者が全で23名、筆数が218筆となっております。これらの個所については、赤文字の所ですけども、高知県が事業主体となって、令和5年度から工事施工する町市野瀬地区圃場（ほじょう）整備区域内の農地であり、個人と農地中間管理機構との間で20年間の農地中間管理権、利用権設定をするものです。

借賃については、工事着手から工事完了後の耕作者が決まるまでの間は無償とします。

内容、作物についても、工事完了の耕作者が決まったときに決定することになるので、再度農地中間管理権の変更契約を行うというものです。

工事完了後に再度、具体的にそのお貸しする方々が決まったら、利用権の設定をこちら協議にかけますので、またその際、お知らせをさせていただくこととなります。

この工事につきましては、市野瀬の方で受益者の負担なしで行うことのようにです。その代わりに、15年以上公社に預けることが条件となっていることのようにです。

字名等も、圃場（ほじょう）整理後にちょっと変更して、もしかしたら統一するとかそういったことになってくると思いますので、そのタイミングで再度、利用権の設定を協議の場に挙げさせていただくようにします。

議長 分かりましたかね。市野瀬の方で造成をするという、この土地の一覧ですけど、長いので目だけ通しておいてください。そういうことですが。この下は個人よね？

事務局 ここからは相対分ですね。

こちら、ちょっとまた読み上げをしていきましょうか。14 ページからを読み上げさせていただきます。

それでは、まず、ナンバー3-54（大方3-30）、貸付人、〇〇〇〇さん。

3-55（大方3-31）、〇〇〇〇さん。

3-56（大方3-32）、〇〇〇〇さん。

3-57（大方3-33）、貸付人、〇〇〇〇さん。

3-58（大方3-34）、〇〇〇〇さん。

3-59（大方3-35）、〇〇〇〇さん。

続きまして、3-60（大方3-36）、〇〇〇〇さん。

3-61（大方3-37）、〇〇〇〇さん。

これら、3-54（大方 3-30）から 3-61（大方 3-37）までは、個人と〇〇〇〇とで
利用権設定後、〇〇〇〇と利用権を設定するということです。

続きまして、16 ページからです。

3-62（大方 3-38）、〇〇〇〇さん。

3-63（大方 3-39）、〇〇〇〇さん。

3-64（大方 3-40）、〇〇〇〇さん。

3-65（大方 3-41）、〇〇〇〇さん。

3-66（大方 3-42）、〇〇〇〇さん。

3-67（大方 3-43）、〇〇〇〇さん。

3-68（大方 3-44）、〇〇〇〇さん。

3-69（大方 3-45）、〇〇〇〇さん。

続きまして、3-70（大方 3-46）、〇〇〇〇さん。

3-71（大方 3-47）、〇〇〇〇さん。

3-72（大方 3-48）、〇〇〇〇さん。

これら、3-62（大方 3-38）から 3-72（大方 3-48）までは、個人と〇〇〇〇とで
利用権設定後、〇〇〇〇と利用権を設定するとなっております。

続きまして、18 ページです。

3-73（大方 3-49）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

3-74（大方 3-50）、貸付人、〇〇〇〇。借受人、同じく、〇〇〇〇さん。

3-75（大方 3-51）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

3-76（大方 3-52）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

3-77（大方 3-53）、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

3-78（大方 3-54）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さん。

3-79（大方 3-55）、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人、同じく、〇〇〇〇さんとな
っております。

今回、利用集積につきましては以上となっております。

議長 今、事務局の方より説明がありました。

17 ページまでを再設定ということでございまして、新規が 18 ページというこ
とでございしますが。

何か、この件につきまして質問等質疑あれば。

〇〇委員 最初の市野瀬地区の圃場（ほじょう）整備の件は、これはこの圃場（ほじょ
う）整備ができれば管理処分して、登記まで全部その農業公社がやっていく？
この圃場（ほじょう）整理ができた場合には、換地して。

事務局 農業公社じゃなくて、通常、改良区とか作るんですけど、この分は改良区を作らないような格好になります。大体、町あたりが委託を受けてやるようになります。

〇〇委員 町がやるけど、換地の費用はどんな？

事務局 県からある程度、その換地の分の委託というか費用が来ます。多分それでできるのではないかと思うんですけど。

〇〇委員 この圃場（ほじょう）整備の費用の中へ、その換地の費用がもう入ってる？

事務局 はい、そういうふうになると思います。

〇〇委員 それなら、この農家の負担金はほとんどないという。

事務局 そうですね。一応、今回のこの中間管理機構に15年以上集める分は、工事費の負担費はないと。ただし、どうしてもその圃場（ほじょう）整備の区域内の工事は負担変わらないんですけど、どうしてもその、例えば水を引っ張ってくるということで区域外から引っ張ってこなければいけないとか、そこの部分は負担金が若干出てくる場合があります。

議 長 ほかに何か、この利用権の設定につきまして質疑・質問ありませんかね。

17ページまでは再設定ということで。これは、今までも公社に貸していたんですね？

事務局 そうですね、17ページまでは公社の中間管理権を設定する分で、全て再設定となっています。

議 長 18ページだけが新規ということ？

事務局 一部、再設定も入ってます。

議 長 これは農業公社のハウス？この再設定の方は。

事務局 そうですね、こちらはハウスとなっています。

議 長 で、その佐賀の方が新規ということよね？これもハウスでしょうか？
 (会場から「ハウスを建てる所じゃないだろうか」との発言あり)
 この〇〇〇〇さんは、初めてやるわけ？今までもやっていた？

事務局 1カ所、再設定がありますね。

議 長 何かありませんかね。
 (質疑等なし)
 なければ承認を受けたいと思いますが、いいですかね？
 (異議なしの声あり)
 それでは、議案第2号、利用権のこの設定につきまして承認をされます方、挙手
 願います。挙手全員です。
 議案第2号につきましても、承認をされました。
 続きまして、議案第3号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、1
 件出ております。
 事務局の方より、説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の、この縦の資料をご覧ください。
 それでは、ご説明させていただきます。
 まず、番号の1番、〇〇〇〇さんからの申請で、内容が、トラクター・ロータ
 リー、その他一式の更新となっています。
 1ページからをご覧ください。
 申請は、先ほど申し上げた〇〇〇〇さんとなっております。
 2ページの方ですが。
 中段になりますが、今回の借入申込金額〇〇〇〇となっております。最終償還期
 限が令和9年11月30日です。
 元金の償還額が、〇〇〇〇ということとなります。
 その下、事業計画につきまして、トラクター1台・ロータリーが1台・補助ユニ
 ット・オート装置となっており、合計が〇〇〇〇となっております。
 その下の資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。
 次が、8ページの方をお願いします。こちらが今回の見積書となっております。
 次のページからがカタログとなっております。
 こちらの11ページの方をお願いします。
 こちらで左から2つ目の機種となっており、その下のキャビン付きの方となっ
 ているようです。
 こちらと、それからロータリー、それから補助ユニット、オート装置の更新とい

うこととなっております。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。借入金につきまして何か質疑・質問ある方、挙手願います。なかなか補助金もあるがやね。

事務局 はい。補助金が〇〇〇〇。

議 長 何かないですかね。

事務局 そうですね、はい。

議 長 〇〇〇〇は、今何人いる？分からん？

事務局 載ってましたかね。

議 長 3ページに載ってる。これ10月だから、構成戸数が10戸。それから臨時雇用が5人、役員が3名ということやね。これは規定みたいなものはある？規約みたいな。この農事法人にするのに何人以上とか、そういうものはない？
〇〇〇〇らはどんなになってる？4人？

事務局 その、例えば〇〇〇〇の規約か何かで役員何人とかいうふうに決めるから、多分それで5人と決めたら5人要るし、3人でいいとなったら3人あったらいいというふうな格好で。

議 長 もう、その組合で決めるということ。

(人数についてやりとりあり)

もう、こういう方式にしないといかんね。なかなか個人で機械を持つといってもなかなかなので、その地区単位みたいなもので農業法人をつくってやるしか、もうなかなか。個人個人で機械を全部持って、いうのはなかなかじゃないだろうかと思うけど。今回のこの借入金〇〇〇〇ですかね、これにつきまして何かなければ承認を受けたいと思いますが、承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。

議案第3号につきましても、承認をされました。

議案は以上です。

何かありましたらお願いします。

事務局 事務局より下記について報告説明。

1. コスモスの植え付けについて（日程周知）
2. 農業者年金加入促進の研修会開催について

（午後 2 時 55 分終了）